

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成23年10月3日

【四半期会計期間】 第56期第2四半期(自平成23年5月21日至平成23年8月20日)

【会社名】 株式会社西松屋チェーン

【英訳名】 NISHIMATSUYA CHAIN Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大村 禎 史

【本店の所在の場所】 兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1

【電話番号】 079(252)3300(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 長谷川 壽 人

【最寄りの連絡場所】 兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1

【電話番号】 079(252)3300(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 長谷川 壽 人

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第55期 第2四半期 累計期間	第56期 第2四半期 累計期間	第55期 第2四半期 会計期間	第56期 第2四半期 会計期間	第55期
会計期間		自 平成22年 2月21日 至 平成22年 8月20日	自 平成23年 2月21日 至 平成23年 8月20日	自 平成22年 5月21日 至 平成22年 8月20日	自 平成23年 5月21日 至 平成23年 8月20日	自 平成22年 2月21日 至 平成23年 2月20日
売上高	(千円)	57,648,920	58,806,367	28,203,281	28,624,644	117,871,361
経常利益	(千円)	4,029,650	3,036,236	1,598,987	1,039,226	8,397,838
四半期(当期)純利益	(千円)	2,297,379	1,330,456	918,623	524,552	4,755,156
持分法を適用した場合の 投資利益	(千円)	-	-	-	-	-
資本金	(千円)	-	-	2,523,031	2,523,031	2,523,031
発行済株式総数	(株)	-	-	69,588,856	69,588,856	69,588,856
純資産額	(千円)	-	-	46,233,201	48,427,475	48,135,832
総資産額	(千円)	-	-	68,222,002	68,077,864	67,327,443
1株当たり純資産額	(円)	-	-	680.52	717.39	708.64
1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	33.95	19.77	13.59	7.81	70.30
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	33.95	-	-	-	70.30
1株当たり配当額	(円)	9.00	9.00	9.00	9.00	19.00
自己資本比率	(%)	-	-	67.4	70.8	71.2
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	2,170,824	99,758	-	-	1,619,213
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	264,357	769,061	-	-	1,307,822
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	989,485	1,084,107	-	-	1,683,645
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	-	-	25,854,956	21,812,309	23,565,720
従業員数 (外、臨時従業員の四半期 (年間)平均雇用人員数)	(名)	-	-	567 (3,076)	607 (3,336)	571 (3,139)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、四半期連結経営指標等については記載しておりません。

3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

4 第55期第2四半期会計期間および第56期第2四半期累計(会計)期間は、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額は記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期会計期間において、当社が営んでいる事業の内容に変更はありません。また、当社は関係会社を有していません。

3 【関係会社の状況】

当社は関係会社を有していないため、該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成23年8月20日現在

従業員数(名)	607(3,336)
---------	------------

(注)1 従業員数は就業人員数であります。

2 従業員数欄の()は外書で、パートタイマー、アルバイトおよび派遣社員の当第2四半期会計期間の平均雇用人員数(1日8時間換算)であります。

第2 【事業の状況】

1 【販売実績】

当社の事業内容は、ベビー・子供の生活関連用品の販売事業の単一セグメントのみであり、区分すべき事業セグメントが存在しないため、商品別および地域別により記載しております。

(1) 商品別売上高

商品別	当第2四半期会計期間 (自平成23年5月21日 至平成23年8月20日)	
	金額(千円)	前年同四半期比(%)
子供衣料	9,255,704	108.7
育児・服飾雑貨	15,037,628	99.1
ベビー・マタニティー衣料	4,274,783	96.5
その他	56,527	64.0
合計	28,624,644	101.5

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 地域別売上高

地域	当第2四半期会計期間 (自平成23年5月21日 至平成23年8月20日)					
	金額 (千円)	構成比 (%)	前年同四半期比 (%)	店舗数 (店)	店舗異動状況	
					新店(店)	退店(店)
北海道地区	1,184,908	4.1	105.4	34	1	-
東北地区	2,571,549	9.0	107.8	66	-	-
関東地区	8,121,261	28.4	103.3	215	1	-
中部地区	4,943,047	17.3	101.7	133	-	-
近畿地区	5,008,876	17.5	96.4	149	2	-
中国地区	1,802,073	6.3	102.6	52	-	-
四国地区	1,061,554	3.7	100.6	29	-	-
九州・沖縄地区	3,845,402	13.4	99.2	104	2	-
その他	85,968	0.3	95.4	-	-	-
合計	28,624,644	100.0	101.5	782	6	-

(注) 1 その他はインターネット販売によるものであります。

2 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2 【仕入実績】

当社の事業内容は、ベビー・子供の生活関連用品の販売事業の単一セグメントのみであり、区分すべき事業セグメントが存在しないため、商品別により記載しております。

商品別	当第2四半期会計期間 (自 平成23年5月21日 至 平成23年8月20日)	
	金額(千円)	前年同四半期比(%)
子供衣料	6,339,438	105.9
育児・服飾雑貨	9,480,232	95.6
ベビー・マタニティー衣料	3,441,513	124.4
その他	42,947	77.4
合計	19,304,131	103.1

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

3 【事業等のリスク】

当第2四半期会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

4 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等はありません。

5 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第2四半期会計期間におけるわが国経済は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び原子力発電所事故の影響により、それまでのアジア向けの輸出の増加や景気対策効果による緩やかな回復基調から一転、電力不足問題や世界経済の停滞など、先行き不透明感が増す状況となりました。この震災により当社におきましては、東北・関東地区の一部店舗が被災し、当初は119店舗の営業を停止しましたが、店舗の営業再開に向けて鋭意復旧に努めました結果、平成23年8月20日現在、全店営業を再開しております。

このような中で、当社は当第2四半期会計期間においても郊外を中心に6店の新規出店を行い、さらなる店舗網の拡充を図ると同時に、商品の品揃えにおいてさらに他社との差別化を図るため、6店のうち3店については売場面積を300坪型とし、店舗の大型化に継続して取り組んでまいりました。この結果、当第2四半期会計期間末の店舗数は782店舗となっております。

商品別の売上高の動向におきましては、衣料部門は、ベビー・子供の肌着やパジャマなどの実用衣料は比較的堅調に推移しましたが、新生児衣料やマタニティ用品は不振となりました。一方、雑貨部門は、大型育児用品においてベビーカーなどの不振により苦戦する結果となりました。

売上総利益におきましては、売上面での伸び悩みや、春物および夏物衣料を中心に値下げが増加したことなどで売上総利益率が低下したこともあり、前年同期比で101.0%と微増にとどまりました。

販売費及び一般管理費におきましては、継続して固定費の削減に取り組んでまいりました。

以上の結果、当第2四半期会計期間の売上高は286億2千4百万円（前年同期比101.5%）、営業利益は9億6千7百万円（前年同期比63.0%）、経常利益は10億3千9百万円（前年同期比65.0%）、また四半期純利益は店舗閉鎖損失2千4百万円や災害損失1千3百万円を特別損失に計上した結果、5億2千4百万円（前年同期比57.1%）となりました。

なお、当社の事業内容はベビー・子供の生活関連用品の販売事業の単一セグメントのみであるため、セグメントごとの業績の状況の記載を省略しております。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期会計期間末における総資産は680億7千7百万円と前事業年度末から7億5千万円の増加となりました。これは、主に商品が16億2千5百万円増加したことや、現金及び預金が12億8千5百万円減少したことなどによります。

当第2四半期会計期間末における負債は196億5千万円と前事業年度末から4億5千8百万円の増加となりました。これは、主に支払手形及び買掛金が4億1千3百万円増加したことや資産除去債務が7億5千1百万円増加したこと、納税により未払法人税等が4億1千2百万円減少したことなどによります。

当第2四半期会計期間末における純資産は484億2千7百万円と前事業年度末から2億9千1百万円の増加となりました。これは、主に四半期純利益13億3千万円による増加の一方、配当金の支払6億7千6百万円および自己株式の取得2億9千9百万円があったことなどによります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は第1四半期会計期間末に比べ20億3千万円減少し、218億1千2百万円となりました。

当第2四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期会計期間における営業活動による資金は、18億7千8百万円の減少（前年同期比45億9千7百万円減）となりました。これは、主に仕入債務の減少が22億8千9百万円あったことによります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期会計期間における投資活動による資金は、1億円の減少（前年同期比3千2百万円減）となりました。これは、建設協力金及び敷金・保証金の回収による収入が3億4百万円あった一方で、新規出店等に伴う有形固定資産の取得による支出が3億4百万円、建設協力金及び敷金・保証金の差入による支出が9千9百万円あったことによります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期会計期間における財務活動による資金は、5千1百万円の減少（前年同期比2千2百万円減）となりました。これは、主にリース債務の返済による支出が5千1百万円あったことによります。

(4) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第2四半期会計期間において、当社が対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

特記すべき事項はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期会計期間における設備の異動は、下記「(2) 設備の新設、除却等の計画」の およびに記載したほか特記すべき事項はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

第1四半期会計期間末において、計画中であった設備の新設、重要な拡充のうち、当第2四半期会計期間に完成したものは次のとおりであります。

事業所名	区分	内容	投資金額 (千円)	完成又は取得年月	備考
フォレオ大阪ドームシティ店 (大阪市西区)	賃借	敷金・保証金および設備造作等 (売場面積 1,002㎡)	9,520	平成23年6月	新設
松戸古ヶ崎店 (千葉県松戸市)	賃借	建設協力金および設備造作等 (売場面積 991㎡)	45,850	平成23年6月	新設
針中野店 (大阪市東住吉区)	賃借	敷金・保証金および設備造作等 (売場面積 526㎡)	18,120	平成23年7月	新設
鹿児島吉野店 (鹿児島県鹿児島市)	賃借	建設協力金、敷金・保証金 および設備造作等 (売場面積 998㎡)	34,490	平成23年7月	新設

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

当第2四半期会計期間に新たに計画が確定し、当第2四半期会計期間に完成したものは次のとおりであります。

事業所名	区分	内容	投資金額 (千円)	完成又は取得年月	備考
グランモール水巻店 (福岡県遠賀郡水巻町)	賃借	敷金・保証金および設備造作等 (売場面積 792㎡)	5,320	平成23年6月	新設
名寄店 (北海道名寄市)	賃借	敷金・保証金および設備造作等 (売場面積 881㎡)	4,940	平成23年8月	新設

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

当第2四半期会計期間に新たに確定した設備の新設等の計画は次のとおりであります。

事業所名	所在地	区分	予算金額 (千円)	既支払額 (千円)	今後の 所要金額 (千円)	着手 年月	完成 予定年月	売場面積 (㎡)	備考
伊丹荒牧店	兵庫県伊丹市	賃借	9,100	3,750	5,350	平成 年月 23. 6	平成 年月 23. 9	839	新設
寒河江店	山形県寒河江市	賃借	9,500	2,500	7,000	23. 5	23. 9	1,107	新設
糸魚川店	新潟県糸魚川市	賃借	6,500	1,500	5,000	23. 6	23.10	920	新設
羽生岩瀬店	埼玉県羽生市	賃借	35,000		35,000	23. 7	23.12	954	新設
三木志染店	兵庫県三木市	所有	242,935	106,935	136,000	23. 5	24. 3	990	新設
燕店	新潟県燕市	賃借	40,800		40,800	23. 5	24. 6	988	新設
合計			343,835	114,685	229,150			5,798	

- (注) 1 着手年月は、不動産売買契約締結月、賃貸借契約締結月または賃貸借契約が未締結のものは工事請負契約締結月を記載しております。
- 2 今後の所要資金229,150千円は、自己資金により賄う予定であります。
- 3 予算金額の内容は、土地、建物、建設協力金、敷金・保証金および設備造作であります。
- 4 上記金額には消費税等は含まれておりません。

当第2四半期会計期間に新たに確定した設備の除却の計画は次のとおりであります。

事業所名	区分	設備の内容	四半期末帳簿価額 (千円)	除却予定年月
宝塚店 (兵庫県宝塚市)	賃借	店舗	2,724	平成23年 8月
小郡店 (福岡県小郡市)	賃借	店舗	6,568	平成23年 8月
京都八幡店 (京都府八幡市)	賃借	店舗	6,277	平成23年 8月
フジグラン川之江店 (愛媛県四国中央市)	賃借	店舗	2,513	平成24年 2月
三木店 (兵庫県三木市)	賃借	店舗	2,633	平成24年 2月

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	191,220,000
計	191,220,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年8月20日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年10月3日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	69,588,856	69,588,856	東京証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	69,588,856	69,588,856		

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づく新株予約権の内容は、次のとおりであります。

第6回新株予約権（平成19年5月15日定時株主総会決議分）

	第2四半期会計期間末現在 (平成23年8月20日)
新株予約権の数(個)	870
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	87,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり2,159
新株予約権の行使期間	平成21年6月1日～平成26年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,774 資本組入額 1,387
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、または執行役であることを要する。ただし、任期満了による退任、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>その他の行使条件は、取締役会決議に基づき新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みにに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

- (注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができるものとする。
- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。
- $$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができるものとする。
- 3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間
残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件
表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第7回新株予約権（平成19年5月15日定時株主総会決議分）

	第2四半期会計期間末現在 (平成23年8月20日)
新株予約権の数(個)	2,583
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	258,300
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり2,159
新株予約権の行使期間	平成21年6月1日～平成26年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,774 資本組入額 1,387
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>その他の行使条件は、取締役会決議に基づき新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注)1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができるものとする。

3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間
残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件
表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第8回新株予約権（平成20年5月13日定時株主総会決議分）

	第2四半期会計期間末現在 (平成23年8月20日)
新株予約権の数(個)	427
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	42,700
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり2,159
新株予約権の行使期間	平成22年6月1日～平成26年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,335 資本組入額 1,168
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>その他の行使条件は、取締役会決議に基づき新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

- (注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができるものとする。
- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。
- $$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができるものとする。
- 3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間
残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件
表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第9回新株予約権（平成21年5月19日定時株主総会決議分）

	第2四半期会計期間末現在 (平成23年8月20日)
新株予約権の数(個)	100
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	10,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり2,159
新株予約権の行使期間	平成23年6月1日～平成26年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,243 資本組入額 1,122
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または執行役であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合は、この限りではない。 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 その他の行使条件は、取締役会決議に基づき新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

- (注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができるものとする。
- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。
調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$
また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができるものとする。
- 3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間
残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件
表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第10回新株予約権（平成21年5月19日定時株主総会決議分）

	第2四半期会計期間末現在 (平成23年8月20日)
新株予約権の数(個)	439
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	43,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり2,159
新株予約権の行使期間	平成23年6月1日～平成26年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,243 資本組入額 1,122
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 その他の行使条件は、取締役会決議に基づき新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

- (注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができるものとする。
- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。
調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$
また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができるものとする。
- 3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間
残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件
表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第11回新株予約権（平成22年5月18日定時株主総会決議分）

	第2四半期会計期間末現在 (平成23年8月20日)
新株予約権の数(個)	40
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	4,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり2,159
新株予約権の行使期間	平成24年6月1日～平成26年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,229 資本組入額 1,115
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または執行役であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合は、この限りではない。 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 その他の行使条件は、取締役会決議に基づき新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注)1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができるものとする。

3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間
残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件
表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第12回新株予約権（平成22年5月18日定時株主総会決議分）

	第2四半期会計期間末現在 (平成23年8月20日)
新株予約権の数(個)	433
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	43,300
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり2,159
新株予約権の行使期間	平成24年6月1日～平成26年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,229 資本組入額 1,115
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 その他の行使条件は、取締役会決議に基づき新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注)1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができるものとする。

3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間
残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件
表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第13回新株予約権（平成23年5月17日定時株主総会決議分）

	第2四半期会計期間末現在 (平成23年8月20日)
新株予約権の数(個)	948
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	94,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり2,159
新株予約権の行使期間	平成25年6月1日～平成26年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,163 資本組入額 1,082
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 その他の行使条件は、取締役会決議に基づき新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができるものとする。

3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間
残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件
表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年5月21日 ~ 平成23年8月20日	-	69,588,856	-	2,523,031	-	2,321,155

(6) 【大株主の状況】

平成23年 8月20日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
友好エステート株式会社	兵庫県姫路市元塩町38番地 1	8,878.5	12.76
ビービーエイチ フォー フィデ リティー ロープライス ストック ファンド (常任代理人：株式会社三菱東京 UFJ銀行)	40 WATER STREET, BOSTON MA 02109 U.S.A (東京都千代田区丸の内 2 丁目 7 - 1)	6,958.8	10.00
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	東京都中央区晴海 1 丁目 8 - 11	5,428.7	7.80
資産管理サービス信託銀行 株式会社	東京都中央区晴海 1 丁目 8 - 12 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタ ワーZ棟	4,684.0	6.73
モルガンスタンレー アンド カ ンパニー インターナショナル ピーエルシー (常任代理人：モルガン・スタ ンレーMUFJ証券株式会社)	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA, U.K. (東京都渋谷区恵比寿 4 丁目20 - 3)	4,460.8	6.41
いちごトラスト (常任代理人：香港上海銀行東京 支店)	SECOND FLOOR, COMPASS CENTRE , P.O. BOX 448, SHEDDEN ROAD, GEORGETOWN, GRAND CAYMANKY 1-1106, CAYMAN ISLANDS (東京都中央区日本橋 3 丁目11- 1)	3,463.6	4.98
大村 禎 史	兵庫県姫路市	2,817.0	4.05
メロン バンク エヌエー トリー ティー クライアント オムニバ ス (常任代理人：株式会社三菱東京 UFJ銀行)	ONE MELLON BANK CENTER, PITTSBURGH, PENNSYLVANIA (東京都千代田区丸の内 2 丁目 7 - 1)	2,750.0	3.95
茂 理 佳 弘	兵庫県姫路市	2,197.9	3.16
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社	東京都港区浜松町 2 丁目11番 3号	1,752.2	2.52
計		43,391.6	62.35

- (注) 1 上記のほか当社所有の自己株式2,399.7千株(3.45%)があります。
- 2 当社が平成22年9月27日開催の取締役会において、「株式給付信託(J-ESOP)」を導入することを決議したことに伴い、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)(以下「信託口」という)が平成22年11月1日付で当社株式230.8千株を取得しております。なお、平成23年8月20日現在において信託口が所有する当社株式230.8千株を自己株式数に含めて記載しております。
- 3 上記の所有株式数のうち、信託業務にかかる株式数は次のとおりであります。
- | | |
|----------------------|-----------|
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 | 5,428.7千株 |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社 | 4,684.0千株 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 | 1,752.2千株 |
- 4 資産管理サービス信託銀行株式会社の所有株式数4,684.0千株のうち、1,865.8千株は株式会社みずほ銀行がみずほ信託銀行株式会社に委託した退職給付信託の信託財産を資産管理サービス信託銀行株式会社に再信託したものであり、その議決権行使の指図権は株式会社みずほ銀行が留保しております。

- 5 当第2四半期会計期間において、モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社から、平成23年6月3日付で大量保有報告書（変更報告書）の提出があり、平成23年5月31日現在で次のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当第2四半期会計期間末現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができませんので上記「大株主の状況」では考慮しておりません。
- なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	東京都渋谷区恵比寿4丁目20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー	2,439.7	3.51
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・エルエルシー	アメリカ合衆国 10036 ニューヨーク州 ニューヨーク ブロードウェイ 1585番	8.3	0.01
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー	英国 ロンドン カナリーワーフ 25 カボットスクエア E14 4QA	367.8	0.53
計		2,815.9	4.05

- 6 当第2四半期会計期間において、株式会社みずほ銀行から、平成23年8月19日付で大量保有報告書（変更報告書）の提出があり、平成23年8月12日現在で次のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当第2四半期会計期間末現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができませんので上記「大株主の状況」では考慮しておりません。
- なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町一丁目1番5号	1,866.2	2.68
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	5,579.1	8.02
みずほ投信投資顧問株式会社	東京都港区三田三丁目5番27号	191.4	0.28
計		7,636.7	10.97

- 7 当第2四半期会計期間において、シティユーワ法律事務所から、平成23年8月26日付で大量保有報告書（変更報告書）の提出があり、平成23年8月19日現在で次のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当第2四半期会計期間末現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができませんので上記「大株主の状況」では考慮しておりません。
- なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
いちごアセットマネジメント・インターナショナル・ピーティーイー・リミテッド	179094 シンガポール、ハイストリートセンター #06-08 ノースブリッジロード 1 内	5,904.1	8.48
いちごアセットマネジメント株式会社	東京都渋谷区広尾1 1-31	0.1	0.00
計		5,904.2	8.48

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年8月20日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,399,700	2,308	(注)1、2
完全議決権株式(その他)	普通株式 67,098,600	670,986	(注)1、3
単元未満株式	普通株式 90,556		
発行済株式総数	69,588,856		
総株主の議決権		673,294	

(注)1 100株につき、1個の議決権を有しております。

2 当社所有の自己株式が2,168,900株、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式が230,800株含まれております。

3 証券保管振替機構名義の株式が3,300株(議決権33個)含まれております。

【自己株式等】

平成23年8月20日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)(注)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄 266番地の1	2,168,900	230,800	2,399,700	3.4
計		2,168,900	230,800	2,399,700	3.4

(注)他人名義で所有している理由等

所有理由	名義人の氏名または名称	名義人の住所
「株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託財産として拠出	資産管理サービス信託銀行 株式会社(信託E口)	東京都中央区晴海1丁目8 12 晴海アイランド トリトンスクエア オフィス タワーZ棟

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年 3月	4月	5月	6月	7月	8月
最高(円)	759	725	693	666	697	686
最低(円)	529	642	650	617	657	622

(注)1 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2 当該四半期累計期間における月別最高・最低株価は、毎月1日から月末までのものであります。

3 【役員 の 状 況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員 の 異 動 は、次 の と お り で あ り ま す。

役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
常務取締役 (商品開発本部長)	常務取締役 (商品開発本部長兼雑貨事業部 事業部長兼マーチャンダイズマ ネジャー)	仲 本 豊	平成23年6月10日
常務取締役 (組織開発室長兼管理本部長兼 D B 統括本部長)	常務取締役 (組織開発室長兼管理本部長)	長谷川 壽 人	平成23年8月11日

第5 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期会計期間(平成22年5月21日から平成22年8月20日まで)および前第2四半期累計期間(平成22年2月21日から平成22年8月20日まで)は改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第2四半期会計期間(平成23年5月21日から平成23年8月20日まで)および当第2四半期累計期間(平成23年2月21日から平成23年8月20日まで)は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期会計期間(平成22年5月21日から平成22年8月20日まで)および前第2四半期累計期間(平成22年2月21日から平成22年8月20日まで)に係る四半期財務諸表並びに当第2四半期会計期間(平成23年5月21日から平成23年8月20日まで)および当第2四半期累計期間(平成23年2月21日から平成23年8月20日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期会計期間末 (平成23年8月20日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成23年2月20日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	20,931,719	22,217,364
売掛金	849,107	822,138
商品	18,840,155	17,214,760
未着商品	728,522	337,582
預け金	880,590	1,348,355
その他	2,276,220	2,201,582
流動資産合計	44,506,315	44,141,785
固定資産		
有形固定資産	6,491,974	5,913,473
無形固定資産	460,729	499,454
投資その他の資産		
建設協力金	11,110,248	11,422,123
その他	5,508,596	5,350,606
投資その他の資産合計	16,618,845	16,772,730
固定資産合計	23,571,549	23,185,658
資産合計	68,077,864	67,327,443
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	12,196,777	11,783,241
未払法人税等	1,336,457	1,748,976
賞与引当金	544,324	515,811
設備関係支払手形	252,152	649,186
その他	3,407,849	3,316,337
流動負債合計	17,737,561	18,013,553
固定負債		
退職給付引当金	360,110	339,631
役員退職慰労引当金	234,950	219,500
資産除去債務	751,994	-
その他	565,773	618,925
固定負債合計	1,912,827	1,178,057
負債合計	19,650,389	19,191,610

	当第2四半期会計期間末 (平成23年8月20日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成23年2月20日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,523,031	2,523,031
資本剰余金	2,321,506	2,321,519
利益剰余金	45,571,951	44,917,574
自己株式	2,172,683	1,872,801
株主資本合計	48,243,806	47,889,324
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	22,843	17,346
繰延ヘッジ損益	20,024	2,970
評価・換算差額等合計	42,868	20,316
新株予約権	226,537	226,191
純資産合計	48,427,475	48,135,832
負債純資産合計	68,077,864	67,327,443

(2)【四半期損益計算書】
【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自平成22年2月21日 至平成22年8月20日)	当第2四半期累計期間 (自平成23年2月21日 至平成23年8月20日)
売上高	57,648,920	58,806,367
売上原価	36,737,268	37,629,584
売上総利益	20,911,651	21,176,783
販売費及び一般管理費	₁ 17,001,724	₁ 18,266,319
営業利益	3,909,926	2,910,464
営業外収益		
受取利息	66,560	69,698
期日前決済割引料	40,350	41,068
その他	20,380	23,636
営業外収益合計	127,291	134,403
営業外費用		
支払利息	6,051	7,543
支払手数料	1,512	1,088
その他	3	-
営業外費用合計	7,567	8,631
経常利益	4,029,650	3,036,236
特別利益		
新株予約権戻入益	36,117	-
特別利益合計	36,117	-
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	409,088
災害損失	-	135,926
店舗閉鎖損失	11,811	24,399
有形固定資産除却損	4,610	7,395
減損損失	-	5,225
リース解約損	-	1,854
特別損失合計	16,422	583,890
税引前四半期純利益	4,049,345	2,452,346
法人税、住民税及び事業税	1,744,000	1,261,000
法人税等調整額	7,965	139,110
法人税等合計	1,751,965	1,121,889
四半期純利益	2,297,379	1,330,456

【第2四半期会計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期会計期間 (自平成22年5月21日 至平成22年8月20日)	当第2四半期会計期間 (自平成23年5月21日 至平成23年8月20日)
売上高	28,203,281	28,624,644
売上原価	18,163,077	18,488,012
売上総利益	10,040,203	10,136,631
販売費及び一般管理費	¹ 8,503,575	¹ 9,168,952
営業利益	1,536,628	967,678
営業外収益		
受取利息	33,429	34,075
期日前決済割引料	19,299	23,857
その他	13,207	17,518
営業外収益合計	65,936	75,451
営業外費用		
支払利息	3,116	3,729
支払手数料	457	173
その他	3	-
営業外費用合計	3,577	3,903
経常利益	1,598,987	1,039,226
特別利益		
新株予約権戻入益	36,117	-
特別利益合計	36,117	-
特別損失		
店舗閉鎖損失	7,021	24,399
災害損失	-	13,049
減損損失	-	5,225
有形固定資産除却損	97	733
特別損失合計	7,118	43,407
税引前四半期純利益	1,627,986	995,818
法人税、住民税及び事業税	701,000	419,000
法人税等調整額	8,363	52,266
法人税等合計	709,363	471,266
四半期純利益	918,623	524,552

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自平成22年2月21日 至平成22年8月20日)	当第2四半期累計期間 (自平成23年2月21日 至平成23年8月20日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	4,049,345	2,452,346
減価償却費	394,013	480,104
減損損失	-	5,225
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	409,088
災害損失	-	135,926
賞与引当金の増減額（は減少）	43,128	28,513
退職給付引当金の増減額（は減少）	18,552	20,478
役員退職慰労引当金の増減額（は減少）	14,400	15,450
受取利息及び受取配当金	74,582	79,730
支払利息	6,051	7,543
新株予約権戻入益	36,117	-
店舗閉鎖損失	11,811	24,399
売上債権の増減額（は増加）	92,162	26,969
たな卸資産の増減額（は増加）	196,255	2,076,028
仕入債務の増減額（は減少）	153,243	413,535
その他	3,774	26,905
小計	4,287,653	1,836,788
利息及び配当金の受取額	8,025	10,037
利息の支払額	6,051	7,543
災害損失の支払額	-	72,004
法人税等の支払額	2,118,803	1,667,520
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,170,824	99,758
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	336,076	1,033,443
建設協力金及び敷金・保証金の差入による支出	440,022	337,230
建設協力金及び敷金・保証金の回収による収入	576,742	601,611
投資有価証券の取得による支出	65,000	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	264,357	769,061
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	69,158	108,132
配当金の支払額	678,188	676,079
自己株式の取得による支出	300,021	299,929
自己株式の処分による収入	57,882	33
財務活動によるキャッシュ・フロー	989,485	1,084,107
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	916,981	1,753,410
現金及び現金同等物の期首残高	24,937,974	23,565,720
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 25,854,956	1 21,812,309

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期累計期間 (自 平成23年2月21日 至 平成23年8月20日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>「資産除去債務に関する会計基準」等の適用</p> <p>第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、営業利益および経常利益は、それぞれ27,284千円減少し、税引前四半期純利益は436,373千円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は732,430千円であります。</p>

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第2四半期会計期間末 (平成23年8月20日)	前事業年度末 (平成23年2月20日)
1 有形固定資産減価償却累計額 9,229,986千円	1 有形固定資産減価償却累計額 8,516,905千円
<p>2 期末日満期手形、ファクタリング対象の買掛金および未払金</p> <p>期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理し、ファクタリング対象の買掛金および未払金については、支払条件日をもって決済処理しております。</p> <p>なお、当第2四半期会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が当第2四半期会計期間末残高に含まれております。</p> <p>支払手形及び買掛金 5,317千円</p>	<p>2 期末日満期手形、ファクタリング対象の買掛金および未払金</p> <p>期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理し、ファクタリング対象の買掛金および未払金については、支払条件日をもって決済処理しております。</p> <p>なお、当期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形、ファクタリング対象の買掛金および未払金が当事業年度末残高に含まれております。</p> <p>支払手形及び買掛金 206,201千円 流動負債「その他」未払金 23,723千円</p>
<p>3 ファクタリング期日前決済</p> <p>仕入債務等については、ファクタリング方式により当社に対する債権者からファクタリング会社に譲渡されており、一部支払条件の期日前決済を実施しております。</p> <p>当該期日前決済については、四半期財務諸表において以下の金額を当第2四半期会計期間末残高から控除して表示しております。</p> <p>買掛金 16,224,812千円 流動負債「その他」未払金 1,346,506千円</p>	<p>3 ファクタリング期日前決済</p> <p>仕入債務等については、ファクタリング方式により当社に対する債権者からファクタリング会社に譲渡されており、一部支払条件の期日前決済を実施しております。</p> <p>当該期日前決済については、財務諸表において以下の金額を当事業年度末残高から控除して表示しております。</p> <p>買掛金 16,351,886千円 流動負債「その他」未払金 1,388,787千円</p>
<p>4 偶発債務</p> <p>仕入債務等のファクタリング方式による期日前決済額の内、次のとおり遡及義務を負っております。</p> <p>8,467,627千円</p>	<p>4 偶発債務</p> <p>仕入債務等のファクタリング方式による期日前決済額の内、次のとおり遡及義務を負っております。</p> <p>10,696,874千円</p>

(四半期損益計算書関係)

第2四半期累計期間

前第2四半期累計期間 (自平成22年2月21日 至平成22年8月20日)		当第2四半期累計期間 (自平成23年2月21日 至平成23年8月20日)	
1 販売費及び一般管理費のうち主要な項目および金額		1 販売費及び一般管理費のうち主要な項目および金額	
従業員給料	3,682,974千円	従業員給料	4,000,627千円
地代家賃	5,681,796千円	地代家賃	6,115,078千円
賞与引当金繰入額	501,647千円	賞与引当金繰入額	544,324千円
役員退職慰労引当金繰入額	14,400千円	役員退職慰労引当金繰入額	15,450千円
退職給付引当金繰入額	20,682千円	退職給付引当金繰入額	24,289千円

第2四半期会計期間

前第2四半期会計期間 (自平成22年5月21日 至平成22年8月20日)		当第2四半期会計期間 (自平成23年5月21日 至平成23年8月20日)	
1 販売費及び一般管理費のうち主要な項目および金額		1 販売費及び一般管理費のうち主要な項目および金額	
従業員給料	1,881,793千円	従業員給料	2,037,338千円
地代家賃	2,883,625千円	地代家賃	3,112,216千円
賞与引当金繰入額	257,813千円	賞与引当金繰入額	271,963千円
役員退職慰労引当金繰入額	7,200千円	役員退職慰労引当金繰入額	7,725千円
退職給付引当金繰入額	10,341千円	退職給付引当金繰入額	12,753千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期累計期間 (自平成22年2月21日 至平成22年8月20日)		当第2四半期累計期間 (自平成23年2月21日 至平成23年8月20日)	
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係		1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	25,227,147千円	現金及び預金勘定	20,931,719千円
預け金勘定	627,808千円	預け金勘定	880,590千円
現金及び現金同等物	25,854,956千円	現金及び現金同等物	21,812,309千円

(株主資本等関係)

当第2四半期会計期間末(平成23年8月20日)および当第2四半期累計期間(自平成23年2月21日至平成23年8月20日)

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第2四半期会計期間末
普通株式(株)	69,588,856

2. 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第2四半期会計期間末
普通株式(株)	2,399,798

(注) 当第2四半期会計期間末現在において、株式給付信託(J-ESOP)制度に基づき、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式230,800株を自己株式数に含めて記載しております。

3. 新株予約権の四半期会計期間末残高等

ストック・オプションとしての新株予約権

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第2四半期会計期間末残高(千円)
提出会社	-	-	226,537

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月17日 定時株主総会	普通株式	678,387千円	10円00銭	平成23年2月20日	平成23年5月18日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)制度に基づく資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に対する配当金2,308千円を含んでおります。

(2) 基準日が当事業年度の開始の日から当第2四半期会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年9月28日 取締役会	普通株式	606,778千円	9円00銭	平成23年8月20日	平成23年11月1日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)制度に基づく資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に対する配当金2,077千円を含んでおります。

5. 株主資本の著しい変動

当社は、平成23年4月4日開催の取締役会決議により299,929千円(418,900株)の自己株式を取得しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の報告セグメントは、ベビー・子供の生活関連用品の販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

第1四半期会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(デリバティブ取引関係)

当第2四半期会計期間末(平成23年8月20日)

該当事項はありません。

なお、為替予約取引を行っておりますが、ヘッジ会計を適用しておりますので注記の対象から除いております。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期会計期間(自 平成23年5月21日 至 平成23年8月20日)

当第2四半期会計期間に付与したストック・オプションの内容

第13回新株予約権

付与対象者の区分および人数	当社従業員99名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式94,800株
付与日	平成23年6月6日
権利確定条件	付与日(平成23年6月6日)以降、権利確定日(平成25年5月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権の割り当てを受けた者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
対象勤務期間	平成23年6月6日～平成25年5月31日
権利行使期間	平成25年6月1日～平成26年5月31日
権利行使価格(円)	2,159
付与日における公正な評価単価(円)	4

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期会計期間末 (平成23年8月20日)	前事業年度末 (平成23年2月20日)
717.39円	708.64円

(注) 1 「1株当たり純資産額」を算定するための普通株式の自己株式数については、株式給付信託(J-ESOP)制度に基づき資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式を含めております。

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第2四半期会計期間末 (平成23年8月20日)	前事業年度末 (平成23年2月20日)
純資産の部の合計額(千円)	48,427,475	48,135,832
普通株式に係る純資産額(千円)	48,200,937	47,909,641
差額の主な内訳(千円) 新株予約権	226,537	226,191
普通株式の発行済株式数(株)	69,588,856	69,588,856
普通株式の自己株式数(株)	2,399,798	1,980,950
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	67,189,058	67,607,906

2. 1株当たり四半期純利益金額等

第2四半期累計期間

前第2四半期累計期間 (自平成22年2月21日 至平成22年8月20日)		当第2四半期累計期間 (自平成23年2月21日 至平成23年8月20日)	
1株当たり四半期純利益金額	33.95円	1株当たり四半期純利益金額	19.77円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	33.95円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	円

- (注) 1 当第2四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 2 「1株当たり四半期純利益金額」および「潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額」を算定するための普通株式の期中平均自己株式数については、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が所有する当社株式を含めております。
- 3 1株当たり四半期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第2四半期累計期間 (自平成22年2月21日 至平成22年8月20日)	当第2四半期累計期間 (自平成23年2月21日 至平成23年8月20日)
四半期損益計算書上の四半期純利益(千円)	2,297,379	1,330,456
普通株式に係る四半期純利益(千円)	2,297,379	1,330,456
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式の期中平均株式数(株)	67,662,973	67,308,714
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に用いられた普通株式数の主な内訳(株)		
新株予約権	133	-
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	133	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前事業年度末から重要な変動がある場合の概要	-	-

第2 四半期会計期間

前第2 四半期会計期間 (自 平成22年 5月21日 至 平成22年 8月20日)		当第2 四半期会計期間 (自 平成23年 5月21日 至 平成23年 8月20日)	
1株当たり四半期純利益金額	13.59円	1株当たり四半期純利益金額	7.81円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-円

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。

- 「1株当たり四半期純利益金額」および「潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額」を算定するための普通株式の期中平均自己株式数については、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式を含めております。
- 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第2 四半期会計期間 (自 平成22年 5月21日 至 平成22年 8月20日)	当第2 四半期会計期間 (自 平成23年 5月21日 至 平成23年 8月20日)
四半期損益計算書上の四半期純利益(千円)	918,623	524,552
普通株式に係る四半期純利益(千円)	918,623	524,552
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式の期中平均株式数(株)	67,606,182	67,189,045
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前事業年度末から重要な変動がある場合の概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成23年9月28日開催の取締役会において、平成23年8月20日現在の株主に対して、第56期の中間配当を次のとおり行うことを決議いたしました。

中間配当金総額 606,778千円

1株当たりの額 9円00銭

支払請求の効力発生日および
支払開始日 平成23年11月1日

(注) 平成23年8月20日現在の株主名簿に記載された株主に対し、支払いを行います。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年9月27日

株式会社西松屋チェーン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新 免 和 久 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 多 田 滋 和 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社西松屋チェーンの平成22年2月21日から平成23年2月20日までの第55期事業年度の第2四半期会計期間(平成22年5月21日から平成22年8月20日まで)及び第2四半期累計期間(平成22年2月21日から平成22年8月20日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社西松屋チェーンの平成22年8月20日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年9月28日

株式会社西松屋チェーン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 片岡茂彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中田明 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社西松屋チェーンの平成23年2月21日から平成24年2月20日までの第56期事業年度の第2四半期会計期間（平成23年5月21日から平成23年8月20日まで）及び第2四半期累計期間（平成23年2月21日から平成23年8月20日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社西松屋チェーンの平成23年8月20日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。